

# 米沢市おくやみハンドブック

この度のご不幸に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。  
ご遺族の皆様の悲しみが一日も早く癒やされますようお祈りいたします。

米沢市では、ご遺族の様々な手続を支援するため、主な手続と必要書類等をまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。  
ご参考の上、ご活用いただければ幸いです。

ご不明な点がございましたら、各窓口にお気軽にお問い合わせください。

## 目 次

1 死亡後の手続の流れ	1 ページ
2 証明書の発行	2 ページ
3 市役所で行う手続	3～6 ページ
4 市役所以外で行う手続	7～8 ページ
5 おくやみ窓口のご案内	9～10 ページ
(おくやみ窓口予約申込書)	12 ページ

～このハンドブックは、米沢市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます～

米沢市役所

〒992-8501  
米沢市金池五丁目2番25号  
米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp>

☎代表電話番号  
0238-22-5111

# 1 死亡後の手続の流れ

手続の一例で宗教や宗派で異なります。

家族が病院や自宅で亡くなった。(医師から死亡診断書を受け取る。)

葬祭業者に連絡する。  
お寺、教会、親族等で火葬や葬儀の日程を調整する。  
市区町村に斎場(火葬)の予約をする。

市区町村に死亡届を提出する。

葬祭業者のサービスとして、死亡届や死亡診断書のコピーを年金などの手続で使用するために、遺族の方に渡してくれることがあります。  
火葬許可証が交付されてる場合、火葬が終了している場合は、既に死亡届(原本)は市区町村に提出済です。

【届出人】原則として親族又は同居人(親族とは6親等以内の血族又は3親等以内の姻族)  
※届出人の署名があれば、届書を持参するのは葬祭業者の方で構いません。

【届出地】①死亡者の本籍地、②届出人の所在地、③死亡地

【いつまで】死亡の事実を知った日から7日以内に届出。(死亡日を含む7日以内)

【持ち物】死亡届、認印、斎場使用料

【斎場使用料】米沢市民は無料(死亡者又は届出人の住民登録地)、それ以外は25,000円

※死亡届の押印は任意ですが、葬祭業者の方が死亡届を持参する場合は、火葬許可証の受領印をいただくため、認印を預けてください。

市区町村から「火葬許可証」と「火葬簿」が交付される。

斎場で火葬を行う。  
(「火葬許可証」、「火葬簿」、骨壺等を持参)

火葬した日時が記載された「火葬許可証」が斎場から返却される。  
※「火葬簿」は斎場で回収される。

「火葬許可証」を墓地管理者に渡し、  
墓地に納骨する。

市役所で死亡後の手続を行う。(P3～)  
※手続が不安な方は「おくやみ窓口」をご利用ください。(P9～)

年金手続や相続、不動産登記等の  
市役所以外の各種手続も行う。  
(P7～)

冬季間、雪の影響で納骨できない場合は、「火葬許可証」を骨壺と一緒に保管するようにしてください。  
(紛失防止)



## 2 証明書の発行

住民票や戸籍に死亡の記載がされるまでの日数は、概ね次のとおりです。

(土日祝日を除いた日数)

証明書の種類	証明発行可能日数	手数料(米沢市)
住民票(除住民票)	住所地に届出した場合 →死亡届出日の翌々日 住所地以外に届出した場合 →死亡届出日から10~15日	400円
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	本籍地に届出した場合 →死亡届出日から4日 本籍地以外に届出した場合 →死亡届出日から10~15日	450円 (除籍は750円)

※相続の手続では、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本を集めることで相続人を確定することができます。(死亡→出生の順に戸籍を集めるのが基本的な方法になります。)

【質問】「住民票」と「除住民票」は何が違うの？

【答え】亡くなった方の住民票は、「除住民票」になります。

【質問】「戸籍全部事項証明書」と「除籍全部事項証明書」は何が違うの？

【答え】戸籍の在籍者が夫と妻の場合は、夫は死亡で除籍になっても、妻は在籍しているので戸籍全部事項証明書になります。戸籍の在籍者が妻のみの場合(夫は既に死亡)は、妻は死亡で除籍になり、戸籍に在籍者がいなくなるため、除籍全部事項証明書になります。

### 証明書申請時の本人確認書類

○1点の提示でよいもの(顔写真付き)
・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど ・その他官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
○2点の提示が必要なもの(ABから各1点 又は Aから2点)
A 健康保険証、医療証、介護保険証、年金手帳など
B 顔写真付きの社員証・学生証、診察券など

【問合せ先】市民課証明担当 0238(22)5111 内線(3101)

### 3 市役所で行う手続

当てはまる項目にチェック☑してください。

【本庁舎】



項目	当てはまる方は いますか？	チェッ ク	手続名	持参するもの	確認欄		問合せ・ 手続窓口
					手続 完了	後日 手続	
火葬	米沢市斎場で火葬 をする(まだ火葬許 可証をもらっていな い)	<input type="checkbox"/>	火葬許可証の 発行	①死亡届(死亡診断書) ②死亡届出人の認印(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 2番・3番窓口
	米沢市斎場の火葬 許可証を紛失した	<input type="checkbox"/>	火葬許可証の 再発行	死亡届出人の認印(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
マイナ ンバー	マイナンバーカード 又は、通知カードを 所有していた	<input type="checkbox"/>		※市役所での手続はありません。他の手続でマイ ナンバーが必要になる場合がありますのでしばらく 保管の上、すべての手続が終了した後に処分して ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 4番窓口
印鑑・ 外国 人	米沢市で印鑑登録 していた	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の 返納	印鑑登録証 ※印鑑登録証が見当たらない場合は手続不要で す。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 7番～10番 窓口
	特別永住者証明書 を持っていた	<input type="checkbox"/>	特別永住者 証明書の返納	特別永住者証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
バイクの 廃車等	所有していたバイク (49～125cc)、小 型特殊自動車等を 廃棄する	<input type="checkbox"/>	廃車(ナン バー返納)	①現所有者(相続人代表者)の認印(スタンプ印 不可) ②ナンバープレート ③標識交付証明書 ※廃車の手続は、廃棄、売却等により車両を手放 した場合のみ行えます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 5番窓口
	所有していたバイク (49～125cc)、小 型特殊自動車等の 名義変更	<input type="checkbox"/>	名義変更(ナ ンバー変更)	①現所有者(相続人代表者)の認印(スタンプ印 不可) ②新所有者の認印(スタンプ印不可) ③ナンバープレート ④標識交付証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険・ 年金	米沢市の国民健康 保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	被保険者証の 返還	亡くなった方の国民健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 保険年金課 12番窓口
		<input type="checkbox"/>	国民健康保 険葬祭費の支 給申請	◇亡くなった方の ①国民健康保険被保険者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ち の方) ③特定疾病療養受療証(お持ちの方) ◇喪主の普通預金通帳 ※亡くなった方が一人世帯の場合は、相続人代 表者の普通預金通帳が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	米沢市で後期高齢 者医療保険に加入 していた	<input type="checkbox"/>	後期高齢者 医療葬祭費の 支給申請	◇亡くなった方の ①後期高齢者医療被保険者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ち の方) ③特定疾病療養受療証(お持ちの方) ◇喪主の普通預金通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	相続人代表 者の申立誓約	相続人代表者の普通預金通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	公的年金を受給 (又は加入)してい た	<input type="checkbox"/>	国民年金各 種請求	必要な手続について日本年金機構米沢年金事 務所に照会し、状況に応じた必要書類及び手続 先をご案内します。 照会の結果、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一 時金・未支給年金(障害基礎)請求については米 沢市での手続となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	当てはまる方は いますか？	チェッ ク	手続名	持参するもの	確認欄		問合せ・ 手続窓口
					手続 完了	後日 手続	
子ども	亡くなった方が児童 手当の受給者	<input type="checkbox"/>	児童手当 (未支払い請 求届および認 定請求書)	◇対象になる子ども名義の ①普通預金通帳(中学生までの子どものうち最年 長の子どもの分) ◇これから受給する方の ①普通預金通帳 ②本人確認書類 ※これから受給する方と子どもの住所が異なる場 合には、対象になる子どものマイナンバーがわかる ものをご持参ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 子育て支援課 14番窓口
	児童手当の支給対 象になる子どもが亡 くなった	<input type="checkbox"/>	児童手当 (消滅届また は額改定届)	手続は不要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当受給 者又は養育している 子どもが亡くなった	<input type="checkbox"/>	児童扶養手 当(未支払請 求書)(額改定 届)	要件により必要書類が異なりますので、詳しくは担 当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	18歳までの子ども を持つ親が亡くなった	<input type="checkbox"/>	児童扶養手 当 (認定請求)	要件により必要書類が異なりますので、詳しくは担 当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	子育て支援医療の 受給者が亡くなった	<input type="checkbox"/>	子育て支援医 療証 (消滅届)	子育て支援医療証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ひとり親家庭等医療 の受給者が亡くなっ た	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭 等医療証 (消滅届)	ひとり親家庭等医療証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保育所等に入所し ている子どもの保護 者または障害者手 帳を有する同居家 族が亡くなった	<input type="checkbox"/>	保育所等の入 所 (変更届)	届出人の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保育所等に入所し ていた子どもが死亡 した	<input type="checkbox"/>	保育所等の入 所 (退所届)	届出人の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
障がい	重度心身障がい (児)者医療の受給 者	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい(児)者医療 証(消滅届)	①重度心身障がい(児)者医療証 ②申請者の認印(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 社会福祉課 15番窓口
	身体障害者手帳を 持っていた	<input type="checkbox"/>	身体障害者 手帳の返還	身体障害者手帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	療育手帳を持っ ていた	<input type="checkbox"/>	療育手帳の返 還	療育手帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	精神障害者保健福 祉手帳を持ってい た	<input type="checkbox"/>	精神障害者 保健福祉手 帳の返還	①精神障害者保健福祉手帳 ②届出者の印鑑(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護	要介護認定を受け ていた	<input type="checkbox"/>	介護保険被 保険者証等の 返還、介護保 険償還払いの 申請	①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証 ③相続人代表者の方名義の普通預金通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 高齢福祉課 16番窓口
	紙おむつ給付券を 交付されていた	<input type="checkbox"/>	紙おむつ給付 券の返還	紙おむつ給付券(高齢者用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	当てはまる方は いますか？	チェッ ク	手続名	持参するもの	確認欄		問合せ・ 手続窓口
					手続 完了	後日 手続	
税・ 保 険 料	税、保険料が亡く なった方名義の口 座から振替されて いた	<input type="checkbox"/>	税・保険料の 口座振替廃 止または変更	・廃止⇒振替口座の通帳及び金融機関届出印 ・変更⇒新規申込口座の通帳及び金融機関届出 印、振替希望税目等の納税通知書・納付書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 納税課 1番窓口
	死亡により、税、保 険料が還付になる (相続人への返還)	<input type="checkbox"/>	税・保険料の 還付金返還	相続人の本人確認書類、通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	市民税県民税の納 税義務者だった	<input type="checkbox"/>	相続人代表 者の指定届出	届出人の本人確認書類 ※他の税・料で相続人代表者指定届出書を提出 している場合は、再度の提出は不要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	亡くなった方が次の いずれかに該当す る ・国民健康保険税 の納税義務者 ・後期高齢者医療 保険の被保険者 ・介護保険の第1号 被保険者(65歳以 上の方)	<input type="checkbox"/>	相続人代表 者の指定届出	届出人の本人確認書類 ※他の税・料で相続人代表者指定届出書を提出 している場合は、再度の提出は不要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 税務課 2番窓口
	固定資産(土地・家 屋)を所有していた	<input type="checkbox"/>	固定資産現 所有者申告 書	申告者の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	未登記家屋を所有 していた	<input type="checkbox"/>	家屋補充課 税台帳登録 者の変更申請	①相続人の本人確認書類 ②戸籍謄本等(被相続人との関係が分かる戸籍) ※家屋補充課税台帳登録者の変更申請書で所 有者が変更できるのは、未登記の家屋のみ。 ※土地や、登記されている家屋の所有者変更は、 法務局での名義変更(相続登記)手続が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
森 林	森林を所有していた	<input type="checkbox"/>	森林の土地の 所有者届出	①登記完了証 ②位置図 ※詳細はお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 森林農村整備課 林業振興担当 7番窓口
農 地	農業者年金に受給 又は、加入していた	<input type="checkbox"/>	農業者年金 死亡関係届 出書	必要な手続について、状況に応じた必要書類及び 書類の提出先(農協の支店等)をご案内します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 農業委員会 事務局 農政振興担当 8番窓口
道 路 占 用	市道の道路占用許 可を受けていた	<input type="checkbox"/>	道路占用権 譲渡(承継)許 可申請	ありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 土木課 管理担当 9番窓口
市 営 住 宅	市営住宅に入居し ていた	<input type="checkbox"/>	明渡届	敷金預り証 ※代理人による申請の場合は他の必要書類もあり ますのでお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 建築住宅課 住宅指導担当 11番窓口
		<input type="checkbox"/>	異動届	異動後の市営住宅入居世帯の住民票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
空 家 対 策	所有・管理していた 建物・土地が空き 家または空き地に なる	<input type="checkbox"/>		ありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 建築住宅課 空家対策担当 11番窓口



## 4 市役所以外で行う手続

市役所以外での主な手続です。

手続方法や必要なものについては場合により異なりますので、各手続先にお問い合わせください。

各手続において、戸籍謄本や住民票等が必要な場合がありますので、各手続先に問い合わせた後に市役所にお越しいただくと、手続が進みやすくなります。

当てはまる項目はありますか？	チェック	手続名	手続・問合せ先
年金受給者	<input type="checkbox"/>	未支給年金請求	米沢年金事務所 米沢市金池5丁目4番8号 ☎0238-22-4220
死亡当時生計を同じくしていた遺族がいる方 ※支給要件があります。	<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金請求 遺族共済年金請求	
職場で健康保険・厚生年金に加入	<input type="checkbox"/>	健康保険の資格喪失ほか	勤務先
預貯金口座、有価証券(株式等)を保有	<input type="checkbox"/>	相続手続	銀行、証券会社等の各金融機関
軽自動車を所有	<input type="checkbox"/>	名義変更(廃車)	山形県軽自動車検査協会 山形市立谷川3丁目3553 ☎050-3816-1835(コールセンター)
普通自動車または125ccを超えるバイクを所有	<input type="checkbox"/>	名義変更(廃車)	東北運輸局山形運輸支局 山形市大字漆山字行段1422-1 ☎023-686-4711
国税の手続が必要	<input type="checkbox"/>	相続税手続、所得税・消費税申告手続等	米沢税務署 米沢市門東町1丁目1番9号 ☎0238-22-6320
普通自動車税	<input type="checkbox"/>	自動車税の還付 ※該当しない場合があります。	置賜総合支庁税務課 米沢市金池7丁目1番50号 ☎0238-26-6014
土地、建物を所有	<input type="checkbox"/>	所有権移転登記等	山形地方法務局米沢支局 米沢市金池7丁目4番33号 ☎0238-22-2148
法定相続情報証明制度(P8参照)を利用したい	<input type="checkbox"/>	制度利用の申出	山形地方法務局米沢支局 米沢市金池7丁目4番33号 ☎0238-22-2148
生命保険、個人年金など各種保険に加入	<input type="checkbox"/>	保険金請求、解約等	各契約会社にお問い合わせください。
電気、ガスの契約	<input type="checkbox"/>	名義変更、使用中止等	各契約会社にお問い合わせください。
固定電話、携帯電話、インターネットの契約	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	各契約会社にお問い合わせください。
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	NHKふれあいセンター ☎0120-151515
ケーブルテレビを契約	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	株式会社ニューメディア 米沢市春日4丁目2番75号 ☎0238-24-2525
県営住宅に入居	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	県営住宅指定管理者置賜事務所 米沢市金池7丁目1番50号 置賜総合支庁本庁舎5階 ☎0238-24-2332
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	各契約会社にお問い合わせください。
新聞を購読	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	各販売店にお問い合わせください。



あなたの相続手続きを応援します！

# 法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート!この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



## 制度の概要

- ① 申出 (法定相続人又は代理人)
  - ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
  - ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
  - ①-3 所定の申出書を記載し、①-1,-2の書類を添付して登記所に申出をします。
- ② 確認・交付 (登記所)
  - ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
  - ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却
- ③ 利用
 

③ 各種相続手続きへお使いください。  
(戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に)

**ポイント!**

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。



未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく!  
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海軍代理士、行政書士

## 5 おくやみ窓口のご案内

### 窓口の概要

お亡くなりになった方の市役所内で必要な手続を、窓口を移動することなくワンストップで行うことができます。事前予約により、担当課が必要な手続を抽出し、基本情報を印字した申請書を可能な限り準備するので、窓口に来た遺族の方の負担が大幅に軽減されます。

**開設時間** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)、1日4枠

A枠:午前9時～、B枠:午前10時30分～、C枠:午後1時30分～、D枠:午後3時～

**設置場所** 米沢市役所本庁舎1階 11番窓口(おくやみ窓口)

**利用方法** 完全予約制(各回1組)

(利用希望日の3開庁日前の午前8時30分まで) ※電話予約不可

【例】 利用希望日が金曜日の場合、火曜日の8時30分までに予約

日	月	火	水	木	金	土
ここまでに予約		3開庁日前	2開庁日前	1開庁日前	利用希望日	

### 予約方法

① LINE予約 ※原則として、スマートフォンアプリ「LINE」でご予約ください。

(1) LINEアプリをインストールしたスマートフォン又はPCを準備

(2) 「米沢市公式LINEアカウント」を友だちに追加

※既に友だちに追加している方は不要

※カメラを起動し右の二次元コードを読み込むか、

LINEアプリの「友だちのIDで検索」から「@yonezawacity」を検索

米沢市公式LINE  
アカウントの友だち  
登録はこちら→



(3) 米沢市公式LINEアカウントのトーク画面から、リッチメニューの「おくやみ窓口」を選択

(4) 入力フォームの各項目を入力し、利用希望の枠を選択して予約

※必要な手続きの把握のため、亡くなった方やご遺族(窓口利用者)の情報が必要となります。

※入力する内容は、12ページの「おくやみ窓口予約申込書」の各項目と同じです。あらかじめ

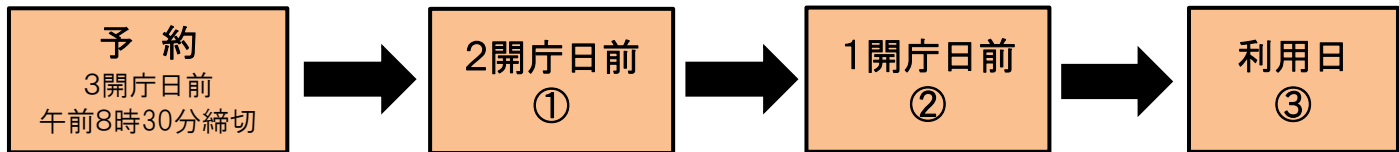
入力項目を確認したり、簡単に下書きしたりしておくともスムーズに入力できます。

② FAX又は窓口予約 FAX送信先 0238-23-8460(市民課直通) ※LINEが困難な方のみ

(1) 「おくやみ窓口予約申込書」(12ページ)を記入する。(予約日時も第3希望まで記入)

(2) FAX予約の方は上記へ送信します。(担当からの折り返しの連絡をもって予約の確定となります。) 窓口予約の方は11番窓口で受付します。

## 当日までの流れ



### ①予約後（3開庁日前～2開庁日）

必要な手続と当日の持ち物を把握するため、予約情報を各課で共有し事前準備をします。

### ②おくやみ窓口の利用前日（1開庁日前）

窓口担当者が当日のスケジュールや必要な持ち物を前日までにメールでご連絡します。

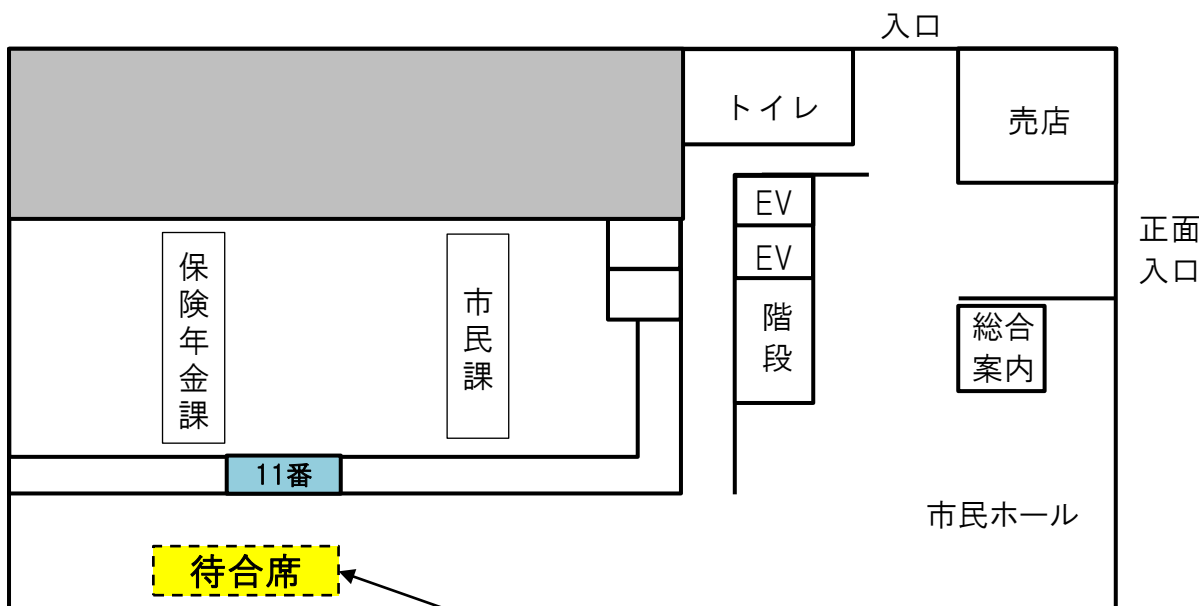
※ メールフィルタ機能を設定されている場合は、「oshirase@mugaika2.mugaika.jp」からのメールを受信できるよう、事前に設定の変更をお願いします。

※ 持ち物の不備で当日できなくなる手続がありますので、必ず案内をご確認ください。

### ③おくやみ窓口当日（利用日）

※ 予約した時間までに、おくやみ窓口前の待合席でお待ちください。（下図参照）職員は常駐しておりません。開始時刻になったら、担当職員が呼びます。

※ 開始時刻に遅れる場合は、おくやみ窓口担当まで必ずご連絡ください。到着時から可能な手続を調整しますので、気をつけてお越しください。



当日は、窓口ではなく、こちらでお待ちください。

## ご利用に当たっての注意事項

- ◆ 本庁舎内の手続を対象に、1時間程度で実施できる項目でスケジュールを作成します。単独で30分～1時間かかる手続や、おくやみ窓口で実施が困難な手続は、おくやみ窓口終了後に担当窓口での手続となります。また、特定の方（相続人等）でないといけない手続については、おくやみ窓口を利用される方によっては、再度来庁をお願いすることになります。
- ◆ 分庁舎（上下水道部など）や、市役所以外の手続（年金事務所、法務局など）については、おくやみハンドブック（P6、7）を参考に各自手続を行ってください。
- ◆ おくやみ窓口を利用しなくても、ご遺族の方がおくやみハンドブックを参考に各課で手続を行うこともできます。（それぞれの窓口で待ち時間が発生する場合があります。）

【問合せ先】 市民課（おくやみ窓口担当） 0238(22)5111 内線(3130)



# おくやみ窓口予約申込書

No.	
-----	--

(宛先)米沢市長

おくやみ窓口及び各担当窓口において各種手続や案内を受けるために、関係各課に対して以下のとおり情報提供することに同意し、おくやみ窓口の利用を申し込みます。

※希望する日を記入し、希望する時間帯に丸をつけてください。(FAXでの予約の場合のみ第3希望まで記入)			
予約日時	第1希望	令和 年 月 日	①9時・②10時30分・③13時30分・④15時
	第2希望	令和 年 月 日	①9時・②10時30分・③13時30分・④15時
	第3希望	令和 年 月 日	①9時・②10時30分・③13時30分・④15時

## 1、お亡くなりになった方の情報

フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
氏名		世帯主か否か	世帯主・世帯主以外
配偶者の有無	無・有		
住所	(〒 ) 米沢市 /□市営住宅		
死亡年月日	令和 年 月 日	葬儀の年月日	令和 年 月 日
※下記について該当する□にチェックをつけてください。なお、( )の中の選択肢は丸で囲んでください。			
原付自転車・小型特殊自動車の有無	□なし □あり(名義変更・廃止) □不明	障害者手帳の有無	□なし □あり(精神・身体・療育) □不明
18歳未満の人の扶養の有無	□なし □あり □18歳未満の人はいるが、扶養しているかは不明	障がい者に関する手当や給付券等の有無	□なし □あり(下記に丸) □不明 重度心身障害(児)者医療証・特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・福祉タクシー利用助成券・紙おむつ給付券
山林・森林の所有の有無	□なし □あり □不明		
道路占用許可の有無	□なし □あり □不明		
農地・農業者年金の有無	□なし □あり □不明		
所有・管理していた家屋や土地が空き家(又は空き地)になる	□ならない □なる □不明 (□空き家の処分や管理等について相談を希望する)	飼い犬の有無	□なし □あり
		地下水採取用井戸所有の有無	□なし □あり □不明

## 2、おくやみ窓口の利用者(当日来庁される方)

フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
氏名		喪主か否か	喪主・喪主ではない
住所	(〒 )		
日中連絡をとれる電話番号	- -	FAX	□なし ( ) -
メール	@		/□なし
故人との続柄	夫・妻・子・子の配偶者・父・母・孫・祖父・祖母・その他( )		
※下記について該当する□にチェックをつけてください。			
相続人か否か	□相続人代表 □相続人ではない □相続人だが、代表者ではない	相続手続の進捗	□未着手 □着手中(相続登記はまだ) □着手中(相続登記は終わった)

- ◆LINE予約が困難な方のみ、この予約申込書を全て記入し、おくやみ窓口担当FAXへ送信するか、又はおくやみ窓口へ直接持参することで予約が可能です。
- ◆LINE予約の際にも、この予約申込書と同じ項目について選択・入力が必要となります。必要に応じて、予約操作の前にご確認ください。

米沢市おくやみハンドブック  
米沢市市民環境部市民課  
令和6年4月改訂版